

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正の骨子（案）

1 条例改正の趣旨

「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」は平成 15 年 7 月 1 日に制定し、歩行喫煙の自粛やポイ捨ての禁止について、市民や市内事業所等のボランティアに協力をいただき啓発活動を行っております。

その後、道路等の公共的空間における喫煙に対し、市民の皆様から路上喫煙に対する規制を求める多くの御意見を受けたことから、安全で快適な歩行空間の確保することを目的に、平成 22 年 4 月 1 日から本厚木駅及び愛甲石田駅の周辺の一部を路上喫煙禁止区域に定め、路上喫煙を防止するための対策を講じてきました。

以後、地道な周知・啓発活動によるマナーの向上とまちの美化の推進、また、市民の皆様や本市にお越しいただく方々の御理解と御協力により、路上喫煙禁止区域内の喫煙者（以下「違反者」）は大きく減少しました。

しかし、現行条例においては、路上喫煙禁止区域内の喫煙は禁止行為であるものの、違反者に対して「指導することができる」と規定するのみで「罰則」がないことから、一部の方々について依然として散見される路上喫煙等の迷惑行為に対する規制には限界があります。

このようなことから、違反者に対しより効果的な対策を講じていくため、「過料」を設けるなど、本条例の一部改正を行うものです。

2 条例改正の概要

（1）罰則規定について

違反者に対しより効果的な対策を講じていくため、指導等に従わない者は、「行政罰である過料（※1）」に処す規定を設けるとともに、関連する事項について整備を行います。

なお、過料を科す方法は「間接罰方式（※2）」とし、「2,000 円以下の過料」とするほか、これまで違反者に対しては、路上喫煙防止指導員の指導に留まっている中、罰則規定を設けることで段階的な手続きをとる必要があることから、指導に従わない者に対し、喫煙の中止を命ずることができる規定を追加します。

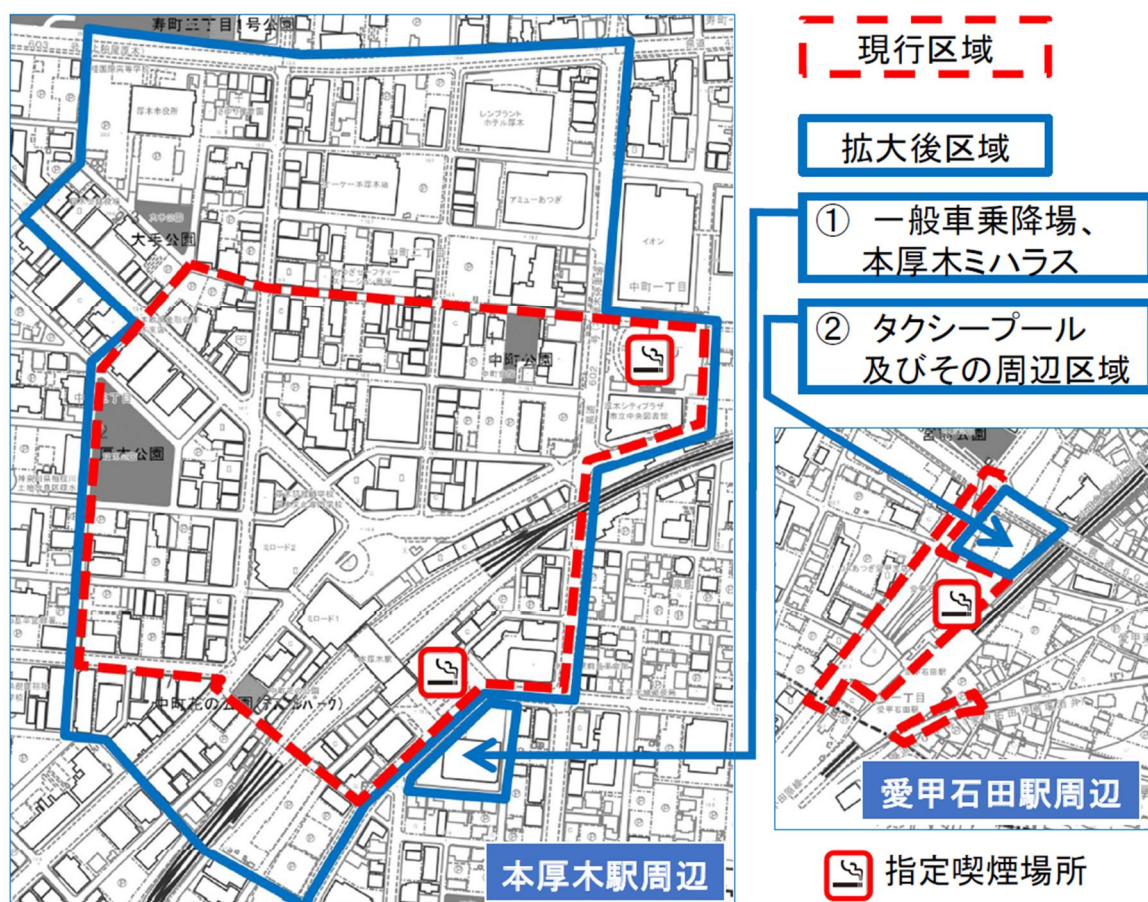
※1 刑法で定められていない制裁を科す行政罰（例：過料）、裁判所を介さず地方公共団体の長限りでそれを科すことができる。金銭的制裁の場合は、形式的又は軽微な義務違反が対象。

※2 路上喫煙等があった場合に市区町村長が中止等の指導、命令等を行い、この指導、命令等に従わない者に罰則を科すもの。

(2) 路上喫煙禁止区域について

現在、本条例で規定する路上喫煙禁止区域は、下図の点線枠で示した【**現行区域**】ですが、客引き行為者等による路上喫煙が散見されます。このことから、本条例と厚木市客引き行為等防止条例をより実効性のあるものにするため、厚木市客引き行為等防止条例で指定する「客引き行為等防止特定地区」を考慮した上で、**実線枠の【拡大後区域】**を路上喫煙禁止区域として指定を行い、その旨を告示します。

また、**実線枠①・②の区域**については、市街地再開発に伴い供用が開始されたことから新たに指定を行い、その旨を告示します。



点線枠で示した【現行区域】		
実線枠の【拡大区域】を路上喫煙禁止区域として指定	拡大する区域	客引き行為等防止特定地区
		市街地再開発に伴い供用が開始された区域 ① 本厚木駅南口(一般車乗降場、本厚木ミハラス) ② 愛甲石田駅北口(タクシープール及びその周辺区域)

（３）指定喫煙場所について

路上喫煙禁止区域において禁止する喫煙行為を罰則で取り締まるだけでなく、非喫煙者の望まない受動喫煙が生じないように、喫煙者へ分煙意識の向上を図り非喫煙者と共存できる環境の整備に取り組むことが有効です。このことから、路上喫煙禁止区域内において喫煙できる場所を「指定喫煙場所」として指定を行い、その旨を告示する規定を設けます。なお、今後につきましては、下表の既存３箇所の他、新たな「指定喫煙場所」の指定を進めるとともに、告示の際は「指定喫煙場所の名称、喫煙設備の位置及び供用開始の日」を示します。

既存３箇所の指定喫煙場所	厚木サンパーク（厚木バスセンター２階）
	本厚木駅南口（ロータリー内）
	愛甲石田駅北口

３ 条例改正の効果

禁止行為である路上喫煙禁止区域内の喫煙に対して「過料」を設けて規制することにより、条例の実効性を確保することが見込まれます。この規定が有効に機能することで、最終的には、条例で掲げる目標である「市、市民等及び事業者が一体となって守るべき事項を定め、環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの実現」を図ることにつながり、市民がより一層安全で快適に暮らせる生活環境づくりの整備に寄与することができます。

４ 一部改正のスケジュール

令和７年９月	条例の一部改正の骨子（案）に対するパブリックコメント
令和７年１２月	１２月定例会議に条例一部改正案を上程
令和８年１月～３月	改正条例広報等の対応
令和８年４月１日	改正条例施行
令和９年４月１日	ただし、十分な周知啓発期間を置き路上喫煙者に対する注意及び指定喫煙場所への案内誘導を実施する必要があるため、罰則等（命令及び過料）の規定は令和９年４月１日から施行する。

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメント手続実施要領（案）

1 目的

禁止行為である路上喫煙禁止区域内の喫煙に対して「過料」を設けるなど、厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正をするものです。

つきましては、厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正の骨子について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正の骨子（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（9月1日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 骨子の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で9月1日から10月1日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は生活環境課（電話 046-225-2750）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎7階 生活環境課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) あつぎセーフティーステーション番屋
- (9) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和7年9月1日（月）から10月1日（水）まで

※ 郵送の場合は、10月1日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第二庁舎7階 生活環境課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (キ) あつぎセーフティーステーション番屋

- (3) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市環境農政部生活環境課美化衛生係宛て

- (4) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-223-1668

- (5) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 3350@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正の骨子パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。